

# 匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）

第3章 不適正な土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）

第4章 特定事業の規制

第1節 特定事業の許可等（第9条—第18条）

第2節 特定事業の管理等（第19条—第33条）

第5章 特定事業に係る土地所有者の義務（第34条—第35条）

第6章 雑則（第36条—第40条）

第7章 罰則（第41条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌及び地下水の汚染並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、動植物の生息又は生育環境を保全するとともに、市民の健康又は生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物並びに再生土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。

以下同じ。)をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)を行う行為(同法の規定の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。)をいう。

(2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの(500平方メートルに満たない事業であっても、その区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は行っている場合においては、当該事業の事業区域と既に行われ、又は行っている事業の事業区域の面積を合算して500平方メートル以上になるとき(当該事業の事業区域の土地の所有者若しくは土砂等の埋立て等を行う者又はその両方が同一の者である場合に限る。)を含む。)をいう。

(3) 一時堆積特定事業 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業をいう。

(4) 特定事業区域 特定事業を行う区域をいう。

(5) 特定事業場 一時堆積特定事業に供する施設及び当該特定事業区域をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 事業者は、土砂等の埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生した場合は、市民の生活環境の保全に支障が生じないように、当該土砂等の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならない。

3 事業者は、当該事業者に係る土砂等の埋立て等の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

4 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に得られる土砂等の減量化に努めなければならない。

5 土砂等を運搬する事業を行う者（以下「土砂等運搬者」という。）は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。

6 土砂等運搬者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、土砂等が発生し、又は採取される場所（以下「発生場所」という。）が異なる土砂等が混ざり合わないよう必要な措置を講じなければならない。

（土地所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の状況を把握し、不適正な土砂等の埋立て等の監視、土砂等の埋立て等に係る市民からの苦情の処理その他必要な措置を講じなければならない。

## 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

（土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準）

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

## 第3章 不適正な土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等

（安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等）

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されている

おそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、当該土砂等の埋立て等を直ちに停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われている、又は行われた場所の土壤に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行っている、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行っている、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 3 再生土を用いて土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等により地域の生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、次の各号に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

（1） 土砂等の埋立て等について、規則で定める方法により測定される水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準に適合する再生土を使用すること。

（2） 土砂等の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準に適合するようにするために規則で定める措置を講ずること。

#### 第4章 特定事業の規制

## 第1節 特定事業の許可等

### (特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業

### (事前協議)

第10条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業の計画について市長と協議しなければならない。第16条第1項の許可の申請をしようとするときも同様とする。

### (説明会の開催)

第11条 第9条の許可の申請をしようとする者は、前条の規定による事前協議の内容に基づき、規則で定める周辺関係者に対して、規則で定める事項を周知するための説明会を開催しなければならない。

2 第9条の許可の申請をしようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該者は、規則で定める方法により、規則で定める事項を同項の周辺関係者に周知しなければならない。

### (特定事業に係る土地所有者等の同意)

第12条 第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定める

ところにより、当該申請に係る特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、当該申請に係る特定事業場内）の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者、当該特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、当該特定事業場内）の土地の所有者（当該第9条の許可の申請をしようとする者を除く。）及び規則で定める者に対し、当該特定事業について説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、当該申請に係る特定事業場）の近傍の土地の所有者及び周辺の住民に当該特定事業について説明し、当該特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、当該特定事業場）の土地に隣接する土地の所有者（当該第9条の許可の申請をしようとする者を除く。）の10分の8以上の者から同意を得なければならない。

3 前2項の同意は、前条に規定する説明会の開催又は周知の後に得なければならない。

4 前3項の規定は、規則で定めるものについては適用しない。

（許可の申請）

第13条 第9条の許可を受けようとする者（一時堆積特定事業を行おうとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条第1項及び第2項の規定による同意を受けたことを証する書面（次項において「同意書」という。）その他の規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 特定事業区域の位置及び面積

（3） 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名

（4） 特定事業区域の表土の地質の状況

（5） 特定事業に使用される土砂等の量

- (6) 特定事業の期間
- (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (11) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 一時堆積特定事業を行うために第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同意書その他の規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定事業場の位置及び面積
- (3) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名
- (4) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造）
- (5) 年間の一時堆積特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (6) 一時堆積特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (7) 特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (8) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- (9) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、その結果について当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の制限)

第14条 第9条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年(一時堆積特定事業の場合にあっては、1年)を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第9条の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第30条又は第32条の規定による命令を受けた者であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第15条 市長は、第9条の許可の申請が第13条第1項の規定による場合であつては、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第30条又は第32条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第31条第1項の規定により特定事業の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人の場合は、当該取消しの処分に係る匝瑳市行政手続条例(平成18年匝瑳市条例第12号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。)であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第31条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第31条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者



オ 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

カ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当する者

キ 法人で、役員又は規則で定める使用人のうちに、アからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で、規則で定める使用人のうちに、アからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 第12条第1項及び第2項に規定する同意を得ていること。

(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の特定事業にあつては現場責任者を、3,000平方メートル以上の特定事業にあつては現場事務所（土砂等の搬入（一時堆積特定事業の場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。

(5) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。

(6) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(7) 第13条第1項第8号に規定する搬入計画において、特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。

(8) 第13条第1項第8号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。

(9) 特定事業に使用される土砂等が発生場所から直接搬入されるものであつて、当該発生場所が次のいずれにも該当するものであること。

ア 千葉県の区域内であること。

イ 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所でないこと。

ウ 土砂等の埋立て等を行ったことのある場所の場合は、当該土砂等の埋立て等が適正に行われたものと認められること。

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

(12) 特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界が確定していること。

(13) 第24条第2項に規定する表示が行われていること。

(14) 申請者が千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号）第12条第1項第1号イ、ロ又はハのいずれにも該当しないこと。

2 市長は、第9条の許可の申請が第13条第2項の規定による場合であつては、当該申請が前項各号（第3号、第5号、第7号及び第11号を除く。）及び次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 特定事業が1年以内に完了するものであること。

(2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場以外の地域への一時堆積特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 特定事業場以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。

(5) 特定事業場の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物

を除く。)の境界並びに特定事業場内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界が確定していること。

(6) 一時堆積特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第9条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものについては、第1項第6号及び第11号並びに前項第3号の規定は適用しない。

(変更の許可等)

第16条 第9条の許可を受けた者は、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条及び第12条の規定を準用する。

2 第9条の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第30条又は第32条の規定による命令に従って、当該許可に係る第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。

5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。

6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第30条又は第32条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

8 市長は、第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、その結果について当該申請をした者に通知するものとする。

9 第9条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の条件)

第17条 市長は、第9条、前条第1項及び第28条第1項の許可（以下「第9条等の許可」という。）に条件を付することができる。この場合において、当該条件は、当該第9条等の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(名義貸しの禁止)

第18条 第9条等の許可を受けた者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

## 第2節 特定事業の管理等

(特定事業の着手の届出)

第19条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第20条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が安全基準

に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が第9条の許可を受けた一時堆積特定事業の特定事業区域から搬入されたものであるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。

(土砂等管理台帳の作成等)

第21条 第9条等の許可を受けた者（一時堆積特定事業を行う第9条等の許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 一時堆積特定事業を行う第9条等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、当該許可を受けた日から1年で閉鎖しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第9条等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、第1項又は前項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について市長に報告しなければならない。

(地質検査等の報告)

第22条 第9条等の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌の地質検査及び当該特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、当該許可に係る特定事業場）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認した場合は、直ちに、土砂等の搬入を停止し、その旨を市長に報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第23条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の現場事務所又は市長が指定する場所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第21条に規定する土砂等管理台帳を当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第24条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域及び当該許可に係る特定事業場と当該特定事業場以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第25条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとする場合は、あらかじめ当該特定事業による土壌の汚染及び当

該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業を廃止し、又は中止しなければならない。ただし、中止しようとする期間が2月未満である場合は、届け出ることを要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第9条等の許可は、その効力を失う。

5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした第9条等の許可を受けた者に通知しなければならない。

6 前項の規定により、特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた第9条等の許可を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された当該土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第26条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、

遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び当該届出に係る特定事業が第9条等の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした第9条等の許可を受けた者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、当該特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた第9条等の許可を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された当該土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第27条 第9条等の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 第9条等の許可を受けた者は、第1項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているかどうか及び当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした第9条等の許可を受けた者に通知しなければならない。



5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は当該届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた第9条等の許可を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された当該土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。

(譲受け)

第28条 第9条等の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第12条の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第12条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 前項の許可を受けようとする者が、第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

4 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第30条又は第32条の規定による命令を受けた者であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

5 第1項の許可の基準については、第15条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。

6 前項の規定にかかわらず、譲受けの相手方が当該許可に係る特定事業区域内（一時堆積特定事業の場合は、当該許可に係る特定事業場内）の土地の所有者の場合は、市長は、第1項の許可をしないことができる。

7 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条等の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

（相続等）

第29条 第9条等の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該第9条等の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第9条等の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

（措置命令等）

第30条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条等の許可を受けた者（第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第9条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、再生土を用いて土砂等の埋立て等を行う者が第8条第3項の規定に違反したと認める場合において、当該土砂等の埋立て等に供する区域以外の地

域へ流出する水により生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第31条 市長は、第9条等の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該第9条等の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第9条等の許可を受けたとき。
- (3) 第9条等の許可による土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第15条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第15条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
- (5) 第15条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条の許可を受けた当時第15条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)若しくは同項第14号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (6) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第17条の条件に違反したとき。
- (8) 第20条から第24条までの規定に違反したとき。
- (9) 第29条第1項の規定により第9条等の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまで又は同項第14号のいずれかに該当するとき。
- (10) 前条の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条等の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は特定事業

に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第32条 市長は、第25条第6項、第26条第5項、第27条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第33条 第9条等の許可を受けた者は、当該特定事業について、第25条第3項の規定による廃止の届出、第26条第3項の規定による完了の届出若しくは第27条第3項の規定による終了の届出をした日又は第31条第1項の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第4項において同じ。）の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第43条第3号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 第9条等の許可を受けた者は、第21条に規定する土砂等管理台帳を同条第1項又は第2項の規定による閉鎖後5年間保存しなければならない。

4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第42条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

## 第5章 特定事業に係る土地所有者の義務

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第34条 土地の所有者は、第12条第1項（第16条第1項及び第28条第1

項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第13条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第8号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第12条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第12条第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第35条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第7条第3項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第12条第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第30条第1項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第12条第1項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

## 第6章 雑則

(報告徴収)

第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるときは、検査の用に供するために必要な限度において当該土砂等は無償で採取させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第38条 市長は、第9条、第16条第1項又は第28条第1項の許可をしようとするときは、第15条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由(同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第31条第1項の規定による処分をしようとするときは、第15条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

3 千葉県警察本部長は、特定事業を行う者について、第15条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、市長が当該特定事業を行う者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、市長に対し、その意見を述べることができる。

(手数料)

第39条 第9条、第16条第1項又は第28条第1項の許可を受けようとする者は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例(平成18年匝瑳市条例第51号)

に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

(罰則)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第30条、第31条第1項、第32条又は第35条の規定による命令に違反した者
- (2) 第9条、第16条第1項又は第28条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- (3) 第18条の規定に違反して自己以外の者に特定事業を行わせた者

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条の規定による届出をせず土砂等を搬入し、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第21条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第21条第3項、第22条第1項若しくは第2項又は第36条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第33条第3項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第37条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第9項、第19条、第25条第3項、第26条第3項、第27条第3項又は第29条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第24条第1項若しくは第2項の規定に違反して、標識を掲げず、又は境界を明らかにする表示をしなかった者

(3) 第33条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の廃止)

2 匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成31年匝瑳市条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例（以下「新条例」という。）の施行の際、現に前項の規定による廃止前の匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第9条第1項に規定する許可（以下「既許可」という。）を受けて事業を行っている者は、第9条の規定にかかわらず、当該既許可に係る事業の期間が満了するまでの間は、なお、従前の例により当該事業を行うことができる。

4 新条例の施行前に既許可を受けて行われた事業については、廃止前の条例第29条又は第31条の規定は、なおその効力を有する。前項の期間経過の際、現に同項の規定によりなお従前の例によることとされる当該事業についても同様とする。

5 新条例の施行前にした行為、附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係る新条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有するものとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



(準備行為)

- 6 新条例を施行するために必要な準備行為は、新条例の施行の日前においても行うことができる。

(匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例の一部改正)

- 7 匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例（平成18年匝瑳市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成31年匝瑳市条例第4号）第9条第1項の規定に基づく申請に対する審査の項中「匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成31年匝瑳市条例第4号）第9条第1項」を「匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（令和6年匝瑳市条例第26号）第9条」に改め、同表匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第16条第1項の規定に基づく変更許可に係る申請に対する審査の項中「匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を「匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に、「同条例第9条第1項」を「同条例第9条」に改め、同表匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第27条第1項の規定に基づく譲受け許可に係る申請に対する審査の項中「匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第27条第1項」を「匝瑳市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第28条第1項」に改める。